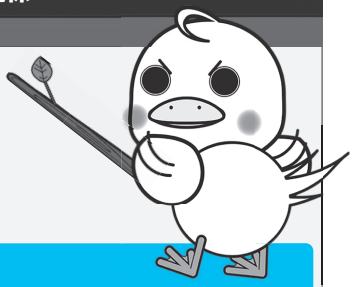
恒例

「減ちゃんのごみ分別相談所」

「無許可」の廃棄物回収業者に注意！！

問　生活環境課　ごみ減量推進係



年末にかけてごみの排出が増えるシーズンになってきたね！
引っ越しや自宅整理等の機会に利用されている不用品回収サービスについて、全国の消費生活センター等への相談が増加しており、2021 年度には 2,000 件を超えているんだ。
今回は無許可の廃棄物回収業者に関する話をするよ！

廃棄物の収集・運搬には、種類によって専用の許可が必要です

一般家庭から出る廃棄物の収集･運搬には、廃棄物処理法に基づく「**一般廃棄物収集運搬業の許可**」が必要だよ！
産業廃棄物収集運搬業の許可のみの事業者等、一般廃棄物収集運搬業の無許可業者とのトラブルが増えてきているから要注意！
相談事例をみると、消費者が広告を見て認識していたプラン内容と、実際の料金やサービスが大きく異なりトラブルになっているよ。インターネットやチラシ等で広告を大々的に出している事業者が必ずしも一般廃棄物収集運搬業の許可業者とは限らないため、よく確認してね！

▶ポイント　・家庭系廃棄物の収集・運搬には「一般廃棄物収集運搬業の許可」が必要です
・小諸市内で「一般廃棄物収集運搬業の許可」を受けている業者を確認したい場合は、こちらで確認▶

Q　無許可の廃棄物回収業者って何？

家庭の廃棄物を、市区町村の一般廃棄物収集運搬業の許可なく、または市区町村の委託を受けずに違法に回収している業者のことだよ。



Q　なぜ「無許可」の廃棄物回収業者に廃棄物の処分を依頼してはいけない？



廃棄物を無許可の廃棄物回収業者に引き渡すと、法を守った適正な処理が確認できないからだよ。さらに無償であっても、許可を受けていない者にごみの収集運搬を依頼した場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第25 条により刑事罰が科されることがあるよ。(5 年以下の拘禁刑若しくは一千万円以下の罰金またはこの併科)
また、無許可業者は正規の処分場を利用できないことが多いため、回収したごみを空き地や山林に不法投棄することがあるんだ。ごみの排出者が特定された場合、実行犯はもちろん、依頼者も自治体から指導を受けたり、トラブルに巻き込まれたりする恐れがあるよ。注意してね！

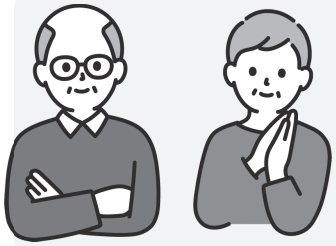
12/16 (水)
13:30 ～

【脳いきいき教室】

認知症サポート医による講演会

テーマ

認知症の理解と予防



誰にでも起こりうる認知症について正しく知り、これからも元気に過ごすための講演会です。

▶**日　時**　12/16 (水)　13:30 ～ 15:00
▶**場　所**　市役所３階 第１・２会議室
▶**内　容**　「認知症の理解と予防」
▶**講　師**　医療法人山月会小諸医院　髙木暁也先生
▶**費　用**　無料　▶**定　員**　50 人
▶**申　込**　12/11 (金)までに電話またはLINE で申込み

問　高齢福祉課　長寿支援係
☎ 22-1700（内線 2132）

申込みはこちら